

特定都市河川指定の経緯

令和4年9月

本川流域水害対策協議会

目 次

1. 「流域治水」の推進 1
2. 特定都市河川浸水被害対策法の概要 3
3. 本川 特定都市河川指定 5
4. 流域水害対策協議会について 8

1. 「流域治水」の推進

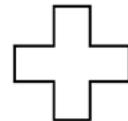
- 気候変動による災害の激甚化・頻発化を踏まえ、河川管理者が主体となって行う河川整備等の事前防災対策を加速化させることに加え、あらゆる関係者が協働して流域全体で行う、「流域治水」への転換を推進し、総合的かつ多層的な対策を行う。

流域治水：流域全体で行う総合的かつ多層的な水災害対策

堤防整備等の氾濫をできるだけ防ぐための対策

- ・堤防整備、河道掘削や引堤
- ・ダムや遊水地等の整備
- ・雨水幹線や地下貯留施設の整備
- ・利水ダム等の洪水調節機能の強化

まず、対策の加速化



加えて

被害対象を減少させるための対策

- ・より災害リスクの低い地域への居住の誘導
- ・水災害リスクの高いエリアにおける建築物構造の工夫

被害の軽減・早期復旧・復興のための対策

- ・水災害リスク情報空白地帯の解消
- ・中高頻度の外力規模（例えば、1/10, 1/30など）の浸水想定、河川整備完了後などの場合の浸水ハザード情報の提供

1. 「流域治水」の推進

○ 集水域と河川区域のみならず、氾濫域も含めて一つの流域として捉え、地域の特性に応じ、

- ① 氾濫をできるだけ防ぐ、減らす対策
- ② 被害対象を減少させるための対策
- ③ 被害の軽減、早期復旧・復興のための対策

をハード・ソフト一体で多層的に進める。

① 氾濫をできるだけ防ぐ・減らすための対策

雨水貯留機能の拡大 集水域
 [国・市、企業、住民]
 雨水貯留浸透施設の整備、
 ため池等の治水利用

流水の貯留

河川区域

[国・県・市・利水者]
 治水ダム建設・再生、
 利水ダム等において貯留水を
 事前に放流し洪水調節に活用

[国・県・市]
 土地利用と一体となった遊水
 機能の向上

持続可能な河道の流下能力の維持・向上

[国・県・市]
 河床掘削、引堤、砂防堰堤、
 雨水排水施設等の整備

氾濫水を減らす

[国・県]
 「粘り強い堤防」を目指した
 堤防強化等

② 被害対象を減少させるための対策

リスクの低いエリアへ誘導/
 住まい方の工夫

[国・市、企業、住民]
 土地利用規制、誘導、移転促進、
 不動産取引時の水害リスク情報提供、
 金融による誘導の検討

氾濫域

浸水範囲を減らす
 [国・県・市]
 二線堤の整備、
 自然堤防の保全



③ 被害の軽減、早期復旧・復興のための対策

土地のリスク情報の充実 氾濫域
 [国・県]
 水害リスク情報の空白地帯解消、
 多段型水害リスク情報を発信

避難体制を強化する

[国・県・市]
 長期予測の技術開発、
 リアルタイム浸水・決壊把握

経済被害の最小化

[企業、住民]
 工場や建築物の浸水対策、
 BCPの策定

住まい方の工夫

[企業、住民]
 不動産取引時の水害リスク情報
 提供、金融商品を通じた浸水対
 策の促進

被災自治体の支援体制充実

[国・企業]
 官民連携によるTEG-FORCEの
 体制強化

氾濫水を早く排除する

[国・県・市等]
 排水門等の整備、排水強化

2. 特定都市河川浸水被害対策法の概要

- ✓宅地造成等によって、雨水が地下に浸透せず、河川等に一度に流出して浸水被害が発生
- ✓都市化の進展により、河川整備等による浸水被害の防止が困難な状況が生じている

■都市河川流域における新たなスキームによる浸水被害対策が必要(総合的な治水対策を推進)

特定都市河川浸水被害対策法
平成15年法律第77号、平成16年5月施行

- ✓近年、気候変動により水害が激甚化・頻発化しており、従来想定していなかった規模での水害が発生
- ✓「市街化の進展」以外の要因により、河道等の整備による浸水被害の防止が困難な状況が生じている

■特定都市河川の指定要件を拡大し、全国の河川で法的枠組みを活用し、あらゆる関係者の協働による「流域治水」を本格的に実践していくことが必要

特定都市河川浸水被害対策法等の一部を改正する法律(流域治水関連法)
令和3年5月10日公布 令和3年11月1日全面施行

【特定都市河川の指定要件】

指定要件		改正前	改正後
		3つの要件すべてに該当する必要がある	3つの要件すべてに該当する必要がある
A	都市部を流れる河川	市街化率が概ね5割以上	市街化区域等の人口・資産が集積した区域を流れる河川
B	流域において著しい浸水被害が発生し、又はそのおそれがある	過去の実績または想定される年平均水害被害額が10億円以上	水防法第14条第1項・第2項の各号に該当する洪水浸水想定区域図の指定対象となる河川
C	河道又は洪水調節ダムの整備による浸水被害の防止が市街化の進展又は自然的条件の特殊性により困難	河道又は洪水調節ダムの整備による浸水被害の防止が市街化の進展により困難なこと	次のいずれかに該当 ① 可住地の市街化率が概ね5割 ② 接続する河川の背水影響や排水制限が想定される ③ 地形(狭窄部・天井川)や地質により対策が困難

大都市部を貫流する8水系が指定されていた

2. 特定都市河川浸水被害対策法の概要

○浸水被害対策の総合的な推進のための流域水害対策計画(河川管理者, 下水道管理者, 都道府県知事, 市町村長が共同)の策定, 雨水貯留浸透施設の整備, 雨水の流出を抑制するための規制, 開発・建築を制限するための規制等, **流域一帯となった浸水被害の防止のための対策を推進。**



出典: 国土交通省資料を一部加工

ハード整備の加速化

雨水流出の増加を抑制

流域における
貯留・浸透機能の向上

水害リスクを踏まえた
土地利用

3. 本川 特定都市河川指定

「流域治水」の本格的実践に向けて 本川を特定都市河川に指定



流域治水とは

「流域治水」とは、気候変動の影響による水災害の激甚化・頻発化等を踏まえ、堤防の整備などの対策をより一層加速するとともに、集水域（雨水が河川に流入する地域）から氾濫域（河川等の氾濫により浸水が想定される地域）にわたる流域に関わるあらゆる関係者が協働して水災害対策を行う考え方のことです。

「流域治水」では、集水域と河川区域のみならず、氾濫域も含めて一つの流域として捉え、地域の特性に応じて、

- ① 氾濫をできるだけ防ぐ、減らす対策
- ② 被害対象を減少させるための対策
- ③ 被害の軽減、早期復旧・復興のための対策をハード・ソフト一体で総合的かつ多層的に進めていきます。

特定都市河川について（特定都市河川浸水被害対策法の適用）

本川流域では、平成30年7月豪雨や令和3年7月の豪雨により、大規模な浸水被害が発生しました。そのため、水害に強いまちづくりを目指して、流域治水を本格的に実践するための新たな法的枠組みである「特定都市河川」への指定に向けた手続きを進めているところです。

特定都市河川に指定することにより、河川整備を加速するとともに、流出抑制対策等に係る新たな予算・税制措置等も活用して、実効性のある対策を講じていくことが可能となります。

ハード整備の
加速化

雨水流出の
増加を抑制

流域の貯留・
浸透機能の向上

水害リスクを
踏まえた
土地利用

水害に強いまちへ

流域内の次のような行為について広島県知事の許可が必要になります

特定都市河川に指定されると、流域内の次の行為に対して、広島県知事の許可（貯留・浸透施設の整備）が必要になります。

新たな開発等により、雨水が地下に浸透せず、河川に直接流出することにより水害リスクが高まることのないよう、流出する雨量が増えるおそれのある一定規模以上の行為（雨水浸透阻害行為）に対して、その対策を義務付けるものです。



- 図に示すような行為面積が1,000m²以上の場合、許可（対策）が必要となります
- 田畑や原野を、宅地や舗装、資材置き場等にする場合や、造成済みの土地などで、利用方法の変更により対象となることがあります。



■問合せ■ 広島県土木建築局河川課 082-513-3929

本川流域の概要

- 本川流域は、広島県沿岸部のほぼ中央に位置し、竹原市街地を貫流し瀬戸内海に注ぐ二級河川
- 流域の平地部は既成市街地が広がっており、下流部左岸エリアには町並み保存地区



近年の浸水被害発生状況

- 令和3年7月の豪雨により、河川や内水の氾濫により、床上浸水90戸、床下浸水166戸の甚大な浸水被害が発生
- 平成30年7月豪雨においても、床上浸水172戸、床下浸水94戸の甚大な浸水被害が発生



本川の特定都市河川への指定

H30.7 平成30年7月豪雨により、床上浸水172戸、床下浸水94戸の甚大な浸水被害が発生

R3.7 令和3年7月の豪雨により、床上浸水90戸、床下浸水166戸の甚大な浸水被害が発生

R3.11 改正特定都市河川浸水被害対策法の施行（流域治水の本格的な実践）

R4.3 「令和3年豪雨 改良復旧プロジェクト」策定・公表

R4.3 「流域治水プロジェクト」策定・公表

R4.4 浸水対策重点地域緊急事業に着手

R4.7.25（予定） 本川を特定都市河川として指定

本川流域では、平成30年7月豪雨及び令和3年7月の豪雨において、河川及び内水の氾濫により甚大な浸水被害が発生したことから、浸水被害軽減のための河川整備や内水対策を実施するとともに、特定都市河川に指定し、法的枠組みのもとで、雨水流出増加の抑制や流域の貯留・浸透機能の向上、水害リスクを踏まえた土地利用など、流域一体となって「流域治水」を本格的に実践し、早期に地域の安全性の向上を図ります。

3. 本川 特定都市河川指定

令和4年7月25日

広島県告示第五百五十九号

特定都市河川浸水被害対策法（平成十五年法律第七十七号）第二条第五項及び同項の規定により準用する同法第三条第三項の規定によつて、特定都市河川及び特定都市河川流域を次のとおり指定する。
その関係図書は、広島県土木建築局河川課及び広島県西部建設事務所東広島支所に備え置いて縦覧に供する。

令和四年七月二十五日

広島県知事 湯 崎 英 彦

一 特定都市河川

本川		河川名	
右岸	左岸	上流端	区間
広島県竹原市下野町字西宮原三五六三番三地先	広島県竹原市下野町字西宮原三五六六番一地先		
		下流端	
		瀬戸内海に至る	

二 特定都市河川流域

広島県竹原市小梨町の一部、同市下野町の一部、同市新庄町の一部、同市竹原町の一部、同市田ノ浦一丁目の一部、同市田ノ浦二丁目から三丁目まで、同市本町一丁目から四丁目まで及び同市港町一丁目の一部

4. 流域水害対策協議会について

- 「流域水害対策計画」に雨水貯留浸透対策の強化(公共団体・民間による対策や緑地保全等), 浸水エリアとその土地利用等を新たに位置付け
- 見直し後の「流域水害対策計画」の効果的な実施・運用に当たり, 流域関係者が参画する「流域水害対策協議会」制度を創設

【流域水害対策協議会のイメージ】



(協議会設置)

都道府県知事指定河川: 広島県知事

(構成員)

- ・流域水害対策計画策定主体
- ・接続河川の河川管理者
- ・学識経験者その他の計画策定主体が必要」と認める者

(協議事項の例)

- ・流域水害対策計画の作成に関する協議
- ・計画の実施に係る連絡調整

構成員は協議会結果を尊重

4. 流域水害対策協議会について

「特定都市河川浸水被害対策法等の一部を改正する法律の施行について」（令和3年11月1日）

第一 特定都市河川浸水被害対策法関係

2. 流域水害対策協議会制度について（特定都市河川浸水被害対策法第6条及び第7条関係）

(3) 協議会の構成員

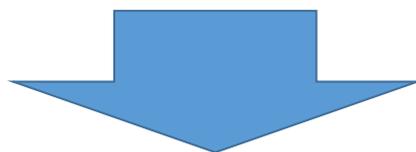
協議会の構成員は、特定都市河川法改正による改正後の同法第6条第2項及び第7条第2項により、河川管理者等※及び当該特定都市河川が接続する河川の河川管理者とされている。

加えて、当該特定都市河川流域の区域の全部又は一部をその区域に含む地方公共団体に隣接する地方公共団体の長、学識経験者その他の河川管理者等が必要と認める者を協議会の構成員とすることができることとされている。

必要に応じて、流域水害対策計画の策定等における専門的な観点からの助言や関係者間の調整役としての学識経験者や、雨水貯留浸透施設整備等の流域対策の促進や避難対策の実効性の向上等の観点から、流域対策の実施を予定している民間事業者のほか、地域の防災リーダーや過去の洪水の歴史に詳しい住民等を構成員に追加することが望ましい。

また、氾濫想定区域のうち集水域を越える区域がある場合で、かつ、前述の1. (3)に示す手順により特定都市河川流域の指定の手續を講じる場合には、流域水害対策計画の策定者とすることを念頭に、流域水害対策計画の検討への参画を促す観点から、当該区域が所在する地方公共団体も構成員に追加されたい。

※「河川管理者等」（法第4条参照）：指定された特定都市河川の河川管理者、当該特定都市河川流域の全部又は一部をその区域に含む都道府県及び市町村の長並びに当該特定都市河川流域に係る特定都市下水道の下水道管理者



本川流域内において防災関係に係わりのある組織等から参画

4. 流域水害対策協議会について

◆協議会構成員と対応分野

構成員	(関係部署)	分野(あらゆる関係者)									
		河川管理者	下水道管理者	普通河川等管理者	まちづくり	農業	林野	危機管理	河川工学(専門分野)	都市計画(専門分野)	流域住民
広島県土木建築局長	道路河川管理課 河川課 都市計画課 都市環境整備課	●			●						
広島県農林水産局長	農業基盤課 ため池・農地防災担当 森林保全課 林業課					●	●				
竹原市長	建設部 公営企業部 総務企画部		●	●	●	●	●	●			
広島大学 大学院 先進理工系科学研究科 内田 龍彦 准教授								●			
広島工業大学 工学部 環境土木工学科 今川 朱美 准教授									●		
自治会長											●

4. 流域水害対策協議会について

広島県中央ブロック流域治水協議会

【目的】

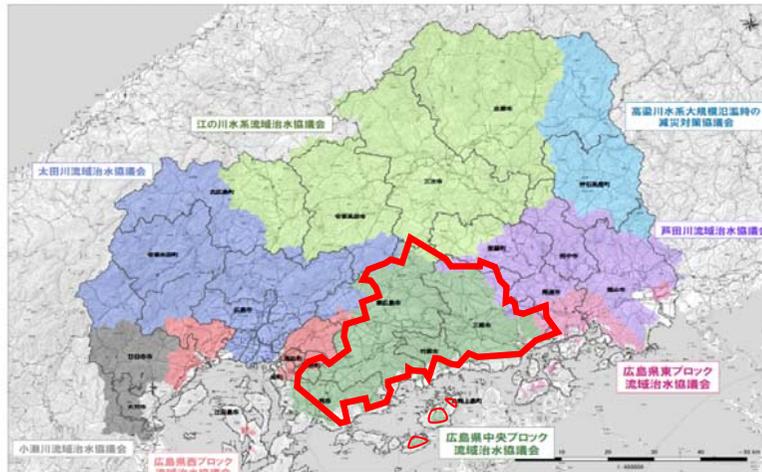
平成30年7月豪雨をはじめとした近年の激甚な水害や、気候変動による水害の激甚化・頻発化に備え、あらゆる関係者が協働して流域全体で水害被害を軽減させる治水対策「流域治水」を計画的に推進するための協議・情報共有を行う。

【構成員】

広島県農林水産局林業課長，森林保全課長，農業基盤課長
広島県西部建設事務所長，西部建設事務所呉支所長，西部建設事務所東広島支所長，東部建設事務所三原支所長，
呉市長，竹原市長，三原市長，東広島市長，熊野町長，大崎上島町長
林野庁近畿中国森林管理局広島森林管理署山地災害復旧対策室長
(国研)森林研究・整備機構 森林整備センター 広島水源林整備事務所長
中国電力(株)西部水力センター

【実施事項】

- 一 流域治水の全体像を共有・検討
- 二 河川に関する対策，流域に関する対策，避難・水防等に関する対策を含む「流域治水プロジェクト」の策定と公表
- 三 「流域治水プロジェクト」にもとづく対策の実施状況のフォローアップ
- 四 その他，流域治水に関して必要な事項



本川流域水害対策協議会

【目的】

協議会は、気候変動の影響による降雨量の増加や流域の開発に伴う雨水流出量の増加等により浸水被害が著しい本川流域において、流域の保水・貯留機能の適正な維持・向上，水防災に対応したまちづくりとの連携，住まい方の工夫等，流域内のあらゆる関係者が協働した総合的かつ多層的な水災害対策の効果的かつ円滑な実施を図るための協議及び連絡調整を行うことを目的とする。

【構成員】

広島県農林水産局長
広島県土木建築局長
竹原市長
今川朱美(広島工業大学工学部環境土木工学科 准教授)
内田龍彦(広島大学大学院先進理工系科学研究科 准教授)
自治会長

【実施事項】

- ・本川流域水害対策計画の作成及び変更に関する協議
- ・上記計画の諸施策等の実施に係る連絡調整並びに実施状況の評価
- ・その他，上記計画に関して必要な事項

